

## 議案第 49 号

### 和解することについて

関宮地域局電力ケーブル盗難事件に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年6月24日提出

養父市長 大林 賢一

### 記

- 1 盗難判明日 令和6年7月11日（木）午前9時頃
- 2 盗難発生場所 養父市関宮630番地 関宮農林漁業者等健康増進施設（体育館）の軒下資材置き場
- 3 盗難被害物 電力ケーブル（110m、直径約8cm）を巻いたドラム1本  
250m分の電力ケーブル（直径2cm）
- 4 和解の理由  
本件の被害弁償に対し、相手方が全面的に応じる申し出があったことから和解しようとするものである。
- 5 和解の概要
  - (1) 相手方は、市に対し、令和7年（わ）第9号窃盗被告事件に係る被害弁償金支払義務が254,200円であることを認める。
  - (2) 相手方は、市に対し、前号の被害弁償金の一部として、本合意が第4号の議決（可否を問わない）後、直ちに120,000円を支払う。
  - (3) 相手方は、第1号の被害弁償金額から前号の金額を控除した残額である134,200円の支払方法に関し、相手方の身柄拘束が終了した後、直ちに、相

手方が市に連絡を行う方法にて協議する。

- (4) 相手方と市は、本合意が議会事件であり、可決をもって効力を有することを相互に確認する。ただし、第2号の支払にあっては、この限りでない。